

①厚生年金保険料率の変更について ②政管健保が「協会けんぽ」に変わります

送信枚数 本紙含み 1 枚

平素は当協会の運営にご協力頂き誠にありがとうございます。

平成20年9月から厚生年金保険料率が変わりますのでお知らせ致します。毎月の給与からの保険料徴収については従来どおり別途お渡しする社会保険料一覧表により控除を行って頂き、賞与の保険料については下記記載の計算式にて算出し、保険料を天引きして頂きますようお願い致します。

平成20年9月 から 平成21年8月 の間に支給する賞与の保険料(本人負担分)

健康保険料 … 賞与支給額(千円未満切捨て) × 4.1% **【変更無し】**
(健康保険組合加入の事業所は異なる場合があります)

介護保険料 … 賞与支給額(千円未満切捨て) × 0.565% **【変更無し】**
(40歳以上65歳未満の被保険者)

厚生年金保険料 … 賞与支給額(千円未満切捨て) × 7.675% **【今回変更】**

※なお、賞与の上限について、健康保険は年間540万円(毎年4月1日から翌年3月31日までの累計額)、厚生年金と児童手当拠出金は1ヶ月当たり150万円が上限となり、これを超える金額を支給しても保険料はかかりません。

★平成20年10月から政府管掌健康保険が「協会けんぽ」に変わります。

既に広報等でご承知の方も多いかと思われませんが、現在国(社会保険庁)が運営している政管健康保険が、10月から新たに設立される「全国健康保険協会」によって運営される事となります。(「協会けんぽ」は愛称)

「協会けんぽ」は、非公務員型の公法人として新たに設立される保険者であり、職員の身分も公務員ではなく民間職員という形で協会運営がなされます。

今回の改正では、民間のノウハウを積極的に取り入れる事や、都道府県ごとに支部を設けてより地域に根ざした運営を行う事を主な目的としており、組織内部や運営方法などは大きく変わりますが、医療機関での自己負担割合や高額な医療費の負担限度額、傷病手当金などの給付金額などは協会設立後も変わりません。

変更が予定されている主な事項は以下の通りです。

①保険証について

保険証は保険者が「協会けんぽ」に変わるため、10月以降発行される保険証から順次切り替えが行われます。但し、現在お手持ちの保険証は10月以降も引き続き使用出来ます。

②事務手続きについて

健康保険の資格取得喪失、保険料の納付手続などは、従来どおり社会保険事務所が窓口となります。傷病手当金などの給付申請や任意継続の申請については、協会の都道府県支部に対して行うようになりますが、具体的な窓口や取り扱いについては未定です。

③保険料について

健康保険の保険料については、10月から1年間は従来どおりの保険料率(8.2%)が適用されます。但し、協会設立から1年経過後は、各都道府県単位で保険料率を設定する事となり、年齢構成の違いによる医療費の高低や、所得水準の違いなどを調整したうえで地域の医療費を反映した保険料率を設定することとなっています。